非農地証明書交付事務処理要領

（目的）

第1条 この要領は、東温市農業委員会（以下「委員会」という。）が、「非農地証明取扱要領」（平成28年11月4日付け28農政第804号。以下「愛媛県基準」という。）に基づき、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農地に該当しない土地（以下「非農地」という。）として、非農地証明書（様式第1号。以下「証明書」という。）を交付するために必要な事項を定めることにより、法の適正な運用を図ることを目的とする。

（取扱方法）

第2条 委員会は、農地台帳に記録されている土地について、非農地に該当するか否かを、法第4条及び第5条の規定の趣旨にかんがみ、その土地の実態（沿革、現況、態様等）を総合的に勘案して判定するものとする。

（申請者）

第3条 証明書の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 証明書の交付の申請のあった土地（以下「申請地」という。）の所有権の全部又は一部を有する者

(2) 申請地の所有権の全部又は一部を有する推定相続人

(3) 所有権以外の土地を使用する権限を有する者。ただし、これから申請地を取得しようとする者は含まない。

2 代理人が交付の申請を行う場合は、前項の申請者から委任を受けた者であることを明らかにする書類を委員会に提出しなければならない。

（交付条件）

第4条 委員会は、申請地が愛媛県基準に規定する非農地証明の対象とする土地のいずれかに該当する場合に証明書の交付を行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、証明書の交付を行わない。

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあるとき。ただし、自然災害による被災地及び適法に転用が行われた土地を除く。

(2) 申請地が愛媛県基準に規定する非農地証明の対象とする土地のいずれかに該当するという明確な根拠がないとき。

(3) 申請地における国土調査が終了して20年経過していないとき。ただし、自然災害による被災地及び適法に転用が行われた土地を除く。

(4) 耕作を目的とした権利が設定されているとき。

(5) 申請地の一部が農地であると認められるとき。

(6) 申請地について、法第51条第1項に掲げる者に対して県又は市が是正指導を行っている経過のあるとき又は指導を行おうとしているとき。
(7) 隣接農地への土砂の流出、崩壊等の被害防除等に問題があるとき。
(8) 申請地の境界について争いがあるとき。また、申請地の位置が特定できないとき。
(9) 土地の所有権その他の権原について争いがあるとき。
(10) 申請地の現況が他法令に抵触している恐れのあるとき。

（申請書類等）

第5条 申請者は、証明書の交付を申請するときは、非農地証明願（様式第2号。以下「証明願」という。）を委員会の会長（以下「会長」という。）あてに提出しなければならない。

2 証明願には、次の書類を添付するものとする。

(1) 申請地の登記事項証明書（証明願提出日前6月以内に発行された全部事項証明書に限る。）
(2) 申請地の位置及び付近の状況を表示する図面
(3) 申請地に建物や工作物が存在する場合は、必要に応じてその建物図面又は現況図（建物配置図）
(4) 現況写真（全景、2方向以上から撮影のこと）
(5) 申請者の住民票又は戸籍の附票の写し（申請者の住所が東温市外にある場合）
(6) 申請者が推定相続人である場合は、戸籍謄本その他相続人であることを証する書類
(7) 申請地が共有地又は未相続地であって、申請者が申請地のすべての権利を有していないときは、申請者が責任を持って異議のないよう処理する旨の申立書
(8) 必要に応じて愛媛県基準に該当する蓋然性の高いことを示す挙証資料
非農地となったこと（20年以上）が客観的に証明できる公的証明の例
・家屋登記簿謄本
・固定資産税証明
・国土地理院発行の空中写真証明　等
(9) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

（書類審査及び受理）

第6条 委員会は、証明願の提出があったときは、次に掲げる事項を審査したうえで受理するものとする。

(1) 第3条に規定する者による申請であるか。
(2) 第4条に規定する交付条件に適合しているか。
(3) 第5条第2項に規定する必要な書類が添付されているか。
(4) 証明願の記載事項に不備はないか。
(5) 申請地が農地台帳に記録されているか。

（現地調査）
第7条 委員会は、証明願の受理から概ね2週間以内に申請地の調査（以下「現地調査」という。）を行い、申請地の現況が非農地であるか否かを確認するものとする。
2 現地調査は、原則として1名以上の推進委員又は農業委員と委員会の事務局職員（以下「事務局」という。）により行うものとする。ただし、現況写真その他申請人から提出された資料又は航空写真等により現況を容易に判断できる場合は、事務局のみで現地調査を行うものとする。
3 申請地等に対して利害関係を有している者は、前項の現地調査に参加できないものとする。
4 事務局は、現地調査を行うにあたり、必要に応じて申請者の立会い又は説明を求めることができる。特に、申請地への立ち入りが困難であるとき及び申請地の位置を特定できないときは、申請者に現地調査への立会いを求め、証明願の内容と合致することを確認しなければならない。
5 事務局は、現地調査の結果を農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項に規定する総会（以下「総会」という。）で報告を求められたときは、これをしなければならない。

（証明の可否決定等）
第8条 前条の現地調査の結果、非農地と判定した場合は、事務局長専決処理（以下「専決処理」という。）により証明書を交付するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、事務局は、証明の可否について判断できない場合は、総会で審議し、証明の可否を決定するものとする。
3 事務局は、第1項の規定により専決処理したときは、直近の総会に報告しなければならない。

（証明書の交付等）
第9条 委員会は、証明が適当と認めたときは証明書を申請者に交付するとともに、申請地に係る農地台帳を修正するものとし、適当でないと認めたときは非農地証明願返戻通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
2 証明書を交付した土地が土地改良区の所管する区域に所在する場合は、会長は東温市土地改良区連絡協議会及び東温市税務課に証明書を交付した旨を通知するものとする。
3 証明書の交付に係る手数料は、東温市手数料徴収条例（平成16年条例第56~~3~~号）に基づいて徴収する。

附 則 この要領は、令和8年6月9日から施行する。